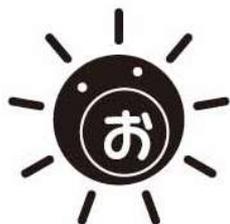


管理番号 No. _____



重要事項説明書

および

個人情報使用同意書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____

事業者： おひさまケア

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和7年9月1日現在

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社おひさまケア
代表者氏名	代表取締役 新井 千春
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都江東区大島7-4-15 電話 03-5875-3571 FAX 03-5875-3572

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	おひさまケア
介護保険指定 事業者番号	1370805085
事業所所在地	〒136-0072 東京都江東区大島7-4-15 コーポサニー五十嵐101
連絡先	電話 03-5875-3571 FAX 03-5875-3572
事業所の通常の 事業の実施地域	江東区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社おひさまケアが開設するおひさまケアが行う指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金 (土・日・祝および12月29日～1月3日までは休業)
営業時間	午前9時から午後6時まで

※ 営業時間外の緊急時に関しては事業所までご連絡いただければ24時間転送電話にてお受けいたします。(転送電話番号 080-7948-4604 080-3271-4706)

緊急時とは、担当に関わらず、即時サービスの調整が必要な場合などを指します。

例：介護者が緊急入院し、介護サービスが急遽必要な場合

感染症などによりサービス利用時に特別な配慮を講じる必要がある場合等。

(4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員
管理者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅支援の提供にあたるものとする。	(氏名) 新井 千春
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 13 名 (うち主任 3 名)

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

区分・要介護度		基本単位	利用料
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満	要介護1・2	1,086	12,380円
	要介護3・4・5	1,411	16,085円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が、45以上60未満の部分	要介護1・2	544	6,201円
	要介護3・4・5	704	8,025円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が60人以上の部分	要介護1・2	326	3,716円
	要介護3・4・5	422	4,810円

ICTの活用または事務職員を配置する事業所については、単位数の逓減制が緩和され、50件以上から適用されることとなります。その場合の単位数は、下記の「居宅介護支援費Ⅱ」の(i)～(iii)が適用されます。

区分・要介護度		基本単位	利用料
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50人未満	要介護1・2	1,086	12,380円
	要介護3・4・5	1,411	16,085円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	要介護1・2	527	6,007円
	要介護3・4・5	683	7,786円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が60人以上の部分	要介護1・2	316	3,602円
	要介護3・4・5	410	4,674円

(6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,420 円	1 月につき
特定事業所加算 (I)	519	5,916 円	要介護 3~5 の事業所担当総数の割合が 40% 以上は I、以下は II を算定 (1 月につき)
特定事業所加算 (II)	421	4,799 円	
入院時情報連携加算 (I)	250	2,850 円	利用者が病院等に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
入院時情報連携加算 (II)	200	2,280 円	利用者が病院等に入院した日の翌日または翌々日に必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (I) イ	450	5,130 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (I) ロ	600	6,840 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (1 月につき 1 回)
退院・退所加算 (II) イ	600	6,840 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (II) ロ	750	8,550 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (III)	900	10,260 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (1 月につき)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,280 円	1 月につき (2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,560 円	1 月につき (別途同意書の取り交わしが必要となります)
特定事業所医療介護連携加算	125	1,425 円	特定事業所加算 I または II 算定時に算定 (1 月につき)
通院時情報連携加算	50	570 円	診察の場に同席し、医師等と必要な情報を交換した上、ケアプランに記録した場合。

要介護度による区分なし

※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。

※ 地域区分別の単価 (特別区 11.40 円) を含んでいます。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、使用公共交通機関等の交通費の実費を請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。（ご入院されている等の場合は除く）

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関するご相談については各担当が執り行います。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村、地域包括支援センターに通報します。

7 ハラスメントの防止について

事業者は、職場内外におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進して参ります。

- (1) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- (3) 利用者およびそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。

①暴行 ②暴言 ③威嚇 ④セクハラ ⑤過度な要求 ⑥プライバシー侵害 ⑦そのほか
上記に類する当事者間の信頼関係を破壊する行為

安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう、利用者・家族との信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所加入保険により損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供が終了した日から2年間保存します。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 利用者の苦情を管理者にて受ける。
- ② 苦情をお聞きし、内容を調査する。
- ③ 即対応可能なものは、対応を実施する。
- ④ 対応に時間がかかるものは、納得いただき、できるだけ速やかに対応する。
- ⑤ 苦情受付簿に記録する。
- ⑥ ミーティングの議題として取り上げ、再発防止に関して討議決定する。
- ⑦ 利用者およびご家族などに再発防止等の対策の説明を苦情受付記録にて説明。

(2) 相談および苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 受付時間 9:00～18:00 (土日祝および12/29～1/3は休み)	担当職員：管理者 新井 千春 電話番号：03-5875-3571 FAX 番号：03-5875-3572
【保険者の窓口】 受付時間 9:00～17:00 (土日祝および12/29～1/3は休み)	受付窓口：保険福祉部介護保険課在宅支援係介護サービス利用相談 電話番号：03-3647-9099
【公的団体の窓口】 受付時間 9:00～17:00 (土日祝および12/29～1/3は休み)	公的団体：東京都国民健康保険団体連合会 受付窓口：介護保険室介護保険課 所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階 電話番号：03-6238-0011 FAX 番号：03-6238-0022

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

居宅介護支援の提供開始にあたり利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都江東区大島 7-4-15	
	法人名	株式会社おひさまケア	
	代表者名	代表取締役 新井 千春	印
	事業所名	おひさまケア	
	説明者氏名		

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

(別紙)居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙附表の通りである。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定に於ける更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

- ① 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。
- ② 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

8 第三者評価の実施状況について

実施していません。

R6年介護報酬改定に伴う重要事項説明書類の追加附表

居宅介護支援サービス計画における訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の各サービス上位3事業者(法人)の状況一覧

集計期間		令和	7	年度	3		月		～		8		月		計		
					3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月
居宅サービス計画の総数					479	476	480	482	483	475						2875	
訪問介護	訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数				200	195	200	200	196	194						1185	
	居宅サービス計画に対する割合				単位：%											41.2%	
	①	事業者名	株式会社ライコム・コーポレーション			21	23	25	26	26	24						145
		訪問介護利用総数に対する割合				単位：%											12.2%
	②	事業者名	株式会社ラックコーポレーション			22	21	25	25	24	24						141
		訪問介護利用総数に対する割合				単位：%											11.9%
	③	事業者名	ホープウェル株式会社			23	21	19	20	19	18						120
		訪問介護利用総数に対する割合				単位：%											10.1%
	通所介護	通所介護を位置付けた居宅サービス計画数				160	152	154	154	151	157						928
居宅サービス計画に対する割合				単位：%											32.3%		
①		事業者名	社会福祉法人江東ことぶき会			24	22	24	23	23	23						139
		通所介護利用総数に対する割合				単位：%											15.0%
②		事業者名	株式会社すこやか			14	14	13	13	13	14						81
		通所介護利用総数に対する割合				単位：%											8.7%
③		事業者名	株式会社アウトリーチ			12	12	12	11	12	11						70
		通所介護利用総数に対する割合				単位：%											7.5%
福祉用具貸与		福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数				350	355	350	358	358	348						2119
	居宅サービス計画に対する割合				単位：%											73.7%	
	①	事業者名	株式会社共英			113	118	119	120	124	118						712
		福祉用具貸与利用総数に対する割合				単位：%											33.6%
	②	事業者名	株式会社ヤマシタ			115	119	117	123	119	118						711
		福祉用具貸与利用総数に対する割合				単位：%											33.6%
	③	事業者名	野口株式会社			20	20	18	21	21	21						121
		福祉用具貸与利用総数に対する割合				単位：%											5.7%
	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数				81	79	80	83	80	78						481
居宅サービス計画に対する割合				単位：%											16.7%		
①		事業者名	株式会社アウトリーチ			18	16	20	19	19	20						112
		地域密着型通所介護利用総数に対する割合				単位：%											23.3%
②		事業者名	株式会社wakabayashi			15	16	17	17	17	16						98
		地域密着型通所介護利用総数に対する割合				単位：%											20.4%
③		事業者名	有限会社 川内鉄工工業			11	11	9	12	12	11						66
		地域密着型通所介護利用総数に対する割合				単位：%											13.7%

居宅介護支援契約における個人情報使用同意について

----- 記 -----

1. 使用する目的
事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
わたしが、病院等に入院した際に医療機関と連携する場合および生活状況・病状などについて主治の医師等と連携する場合
2. 使用にあたっての条件
 - ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
 - ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
3. 個人情報の内容
 - ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族などの個人に関する情報。
 - ・ 認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ・ 居宅サービス計画
 - ・ その他の連携を図るうえで必要な情報
4. 使用する期間
契約締結日から契約終了日までの間。

令和 年 月 日

株式会社 おひさまケア 様

居宅介護支援事業所 おひさまケア 様

私は、本書面により、私およびその家族の個人情報については、上記の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族等代表 住所 _____

氏名 _____